

堺市生活保護費の算定に係る行政不服審査請求について

本市在住の生活保護受給者 1 名の代理人を通じて平成 19 年からの生活保護費の加算（家族介護料加算、障害者加算、母子加算）について支給漏れがあったとして、令和 6 年 10 月 10 日に大阪府知事に対して行政不服審査請求がありました。本事案に関する本市の対応について、以下の通り報告します。

1 審査請求の概要

生活保護費の加算（家族介護料加算、障害者加算、母子加算）について、平成 19 年から本市側の誤りに起因する支給漏れがあったにも関わらず、国通知や地方自治法などを根拠として 5 年を超える部分について支給を行わなかった。また当該支給漏れに対する遅延損害金の支給を行わなかったため、それらの支給を求めるもの。

2 審査請求に対する本市の見解及び対応

国通知及び地方自治法に基づき「過去 5 年を超える生活保護費」は支給できず、また「遅延損害金」についても生活保護法に根拠がなく支給できないと考えるが、審査請求の結果を踏まえ適切に対応する。

3 審査請求に関する経緯及び本市の対応

- 令和 5 年 12 月、当該受給者から、平成 19 年から生活保護費の算定に支給漏れがあったことについて、適切な対応を求める旨の申入れがあった。
- 令和 6 年 1 月、調査開始。国通知等を根拠に 5 年を限度として遡及支給を行う必要があると判断した。
- 令和 6 年 2 月から 3 月にかけて、障害者加算及び母子加算、また家族介護料加算について、過去 5 年分を限度として認定した計 212 万 470 円を遡及支給。
- 令和 6 年 7 月、申出人が代理人を通じて、過去 5 年を超える生活保護費及び遅延損害金の支給申請書を提出。市から生活保護費及び遅延損害金の支給申請に対する却下処分を申出人に通知。
- 令和 6 年 10 月 10 日、代理人が 5 年を超える生活保護費及び遅延損害金の支給について、大阪府知事に対する審査請求書を堺市へ提出。

4 当該案件以外の生活保護受給者への影響

令和 6 年 3 月、家族介護料加算の算定にかかる統一基準を策定の上、各区役所に通知。その後順次調査を行い、50 世帯（52 名分）についての追加分があることが判明した。

それらの世帯については、発見月を令和 6 年 1 月とし、国通知に基づき前々月である令和 5 年 11 月以降家族介護料加算を認定し支給。（総額 804 万 3360 円、一人当たりの金額は同額で 15 万 4680 円。）

障害者加算及び母子加算については、本事案判明後に調査の結果、同様の事案は無かった。

5 今後の対応

新たに認定した 52 名については、どの時点で新たに定めた統一基準による家族介護料加算の要件を満たしていたのか精査中。精査が終了した時点で、遡及限度を 5 年とし、家族介護料加算の要件を満たした時点から家族介護料加算を認定し支給する。

問 い 合 わ せ 先	担 当 課：健康福祉局 生活福祉部 生活援護管理課 電 話：072-228-7412 ファックス：072-228-7853
----------------------------	---